

## 山口市消防本部定期普通救命講習会実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山口市消防本部定期普通救命講習会（以下、「定期救命講習」という。）の実施に必要な事項を定めることにより、市民に応急手当を普及し、救命率の向上に資することを目的とする。

### (開催日等)

第2条 定期救命講習は、毎月第3日曜日の午前10時から正午までの間に実施するものとする。

2 開催場所は、山口市中央消防署又は山口市南消防署とし、各月ごと交互に開催するものとする。

### (受講定員)

第3条 受講定員は、1回の開催につき15名程度とする。

### (講習内容)

第4条 講習内容は、普通救命講習Ⅰ及び普通救命講習Ⅲとする。なお、救急課長は各講習内容の開催月を前年度末までに決定し、市民に周知しなければならない。

### (講習対象者)

第5条 講習対象者は、中学生以上の者とする。

### (申込み)

第6条 受講の申込みは、受講前月の月末を期限とし、電子申請又は消防本部救急課への申込書（別記様式）の提出により受け付けるものとする。

### (受講料)

第7条 受講料は、無料とする。

### (指導員)

第8条 指導員は、山口市の各消防署、各消防出張所、消防本部及び消防団の応急手当指導員とする。

2 救急課長は、所属長と調整し、講習を行う指導員を毎月指名するものとする。

### (修了証)

第9条 消防長は、講習修了者に対し、普通救命講習修了証を交付する。なお、修了証については、事前に作成し講習会を実施した消防署で即日交付を行うものとする。

### (変更)

第10条 救急課長は、本要綱に定める事項について、特別な事情がある場合には、変更することができるものとする。ただし、変更する場合は、その内容を事前に市民及び申込者に周知しなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年7月24日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年1月27日から施行する。